

厚岸町規則第33号

厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月2日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例施行規則（平成10年厚岸町規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表名称の欄中「上尾幌1号～2号、4号～5号、7号～10号」を「上尾幌1号～5号、7号～10号」に改め、同表戸数の欄中「8」を「9」に改め、同表備考の欄中「8棟」を「9棟」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（厚岸町地域おこし協力隊員用住宅貸与規則の一部改正）

- 2 厚岸町地域おこし協力隊員用住宅貸与規則（平成28年厚岸町規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表6の項を削る。

6	上尾幌2番地	TKK-3号	平10	木造平屋建	3LDK	1	1戸建
---	--------	--------	-----	-------	------	---	-----